

システナ健保だより

2026.10
No.130



時事解説

2026年8月から、 高額療養費の自己負担限度額が変わりました

健康保険の高額療養費制度は、医療費が高額になった場合でも自己負担の上限を設けることで家計の破綻を防ぐセーフティーネットです。一方で、高齢化の進行などに伴う医療費増大によって制度の持続可能性の確保が急務でした。このため、高額療養費の自己負担限度額が見直されることになりました。

2026年8月から、月額上限が引き上げられ、年間上限が新設されました

2026年8月から、ほぼすべての所得区分で月額上限が引き上げられました。標準報酬月額28万円～50万円の一般所得層では、約80,100円から約85,800円への引き上げとなります。一方で年間上限（8月～翌年7月）の新設、多数回該当の据置きにより、抗がん剤治療や慢性疾患で数万円の負担が長期にわたって続く患者の経済的負担に配慮した内容となっています。

2026年8月～ 高額療養費の自己負担限度額 < 〇の部分に変更箇所 >

標準報酬月額	自己負担限度額（月額上限）		新設 年間上限	
	外来特例（70歳以上）	多数回該当		
83万円以上	270,300円＋（医療費－901,000円）× 1%		140,100円	1,680,000円
53万円～79万円	179,100円＋（医療費－597,000円）× 1%		93,000円	1,110,000円
28万円～50万円	85,800円＋（医療費－286,000円）× 1%		44,400円	530,000円
26万円以下	22,000円 ^{*1}	61,500円		530,000円 ^{*3}
住民税非課税（70歳未満）	36,900円		24,600円	290,000円
住民税非課税（70歳以上）	11,000円 ^{*2}	25,700円		
一定所得以下（70歳以上）	8,000円	15,700円	—	180,000円

※多数回該当…過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額

*1 年間上限216,000円 *2 年間上限96,000円

*3 標準報酬月額15万円以下に該当することを確認できた場合は410,000円（2027年8月以降に償還払い）

2027年8月から、所得区分の細分化による負担の適正化が図られます

高額療養費の自己負担限度額の見直しは、2段階で行われます。2027年8月からは、所得区分の細分化が実施されます。70歳未満では5区分が、より負担能力に応じたものとなるよう13区分へと細分化され、中高所得層を中心により細密な所得水準に合わせた月額上限の引き上げが行われます。

2027年8月～ 高額療養費の自己負担限度額 < 〇の部分に変更箇所 >

標準報酬月額	自己負担限度額（月額上限）		年間上限
	外来特例（70歳以上）	多数回該当	
127万円以上	342,000円 + (医療費 - 1,140,000円) × 1%	140,100円	1,680,000円
103万円～121万円	303,000円 + (医療費 - 1,010,000円) × 1%		
83万円～98万円	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1%		
71万円～79万円	209,400円 + (医療費 - 698,000円) × 1%	93,000円	1,110,000円
62万円～68万円	194,400円 + (医療費 - 648,000円) × 1%		
53万円～59万円	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1%		
44万円～50万円	110,400円 + (医療費 - 368,000円) × 1%	44,400円	530,000円
36万円～41万円	98,100円 + (医療費 - 327,000円) × 1%		
28万円～34万円	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1%		
20万円～26万円	28,000円 ^{*1} 69,600円	34,500円	410,000円
16万円～19万円			
15万円以下	22,000円 ^{*1} 61,500円	34,500円	410,000円
住民税非課税（70歳未満）	36,900円		290,000円
住民税非課税（70歳以上）	13,000円 ^{*2} 25,700円	24,600円	
一定所得以下（70歳以上）	8,000円 15,700円	—	180,000円

※多数回該当…過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合の4回目以降の上限額

*1 年間上限216,000円 *2 年間上限96,000円

高額療養費は、月ごと、個人ごと、医療機関ごと、入院・外来別、医科・歯科別に計算されます。月をまたいで入院した場合は、月ごとに計算されます。また、入院時の食事代や居住費・差額ベッド代は対象外となります。